

■承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

【要旨】

山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成 31 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されました。

これに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、固定資産税の課税免除の要件が変更となったことから、四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【改正内容】

適用期限の 2 年間延長（令和 3（平成 33）年 3 月 31 日まで）

※現行過疎法の適用期限と一致

【課税免除の内容】

1. 該当要件

過疎地域自立促進法に該当する地域で製造業（日本標準産業分類による製造業）・農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業）・旅館業（下宿業を除く。）の業種において青色申告事業者で租税特別措置法第 12 条第 1 項及び租税特別措置法第 45 条第 1 項に該当する設備等を新設又は増設した事業者で、直接事業の用に供する施設、機器等の部分の取得価格の合計が 2,700 万円を超えるもの。

2. 課税免除の範囲

該当要件に係る家屋、償却資産及び土地（土地については取得後 1 年以内に該当する家屋を着工した場合に限り、該当する家屋の建っている面積）の固定資産税について操業開始の翌年度から 3 年間全額免除するもの。

【施行期日】

平成 31 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり